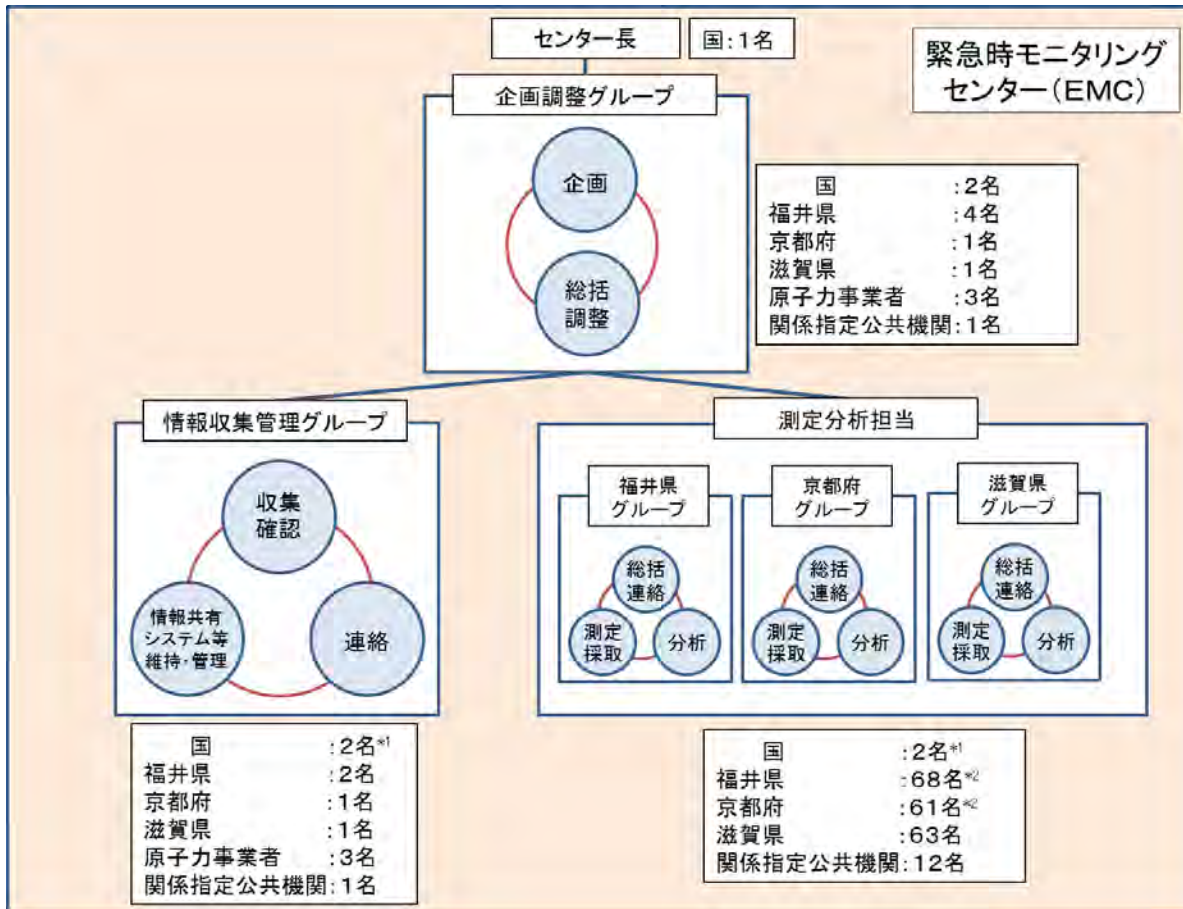


# 緊急時モニタリングの体制①

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置する。
- 緊急時モニタリングセンター(EMC)の体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを大飯オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの府県に拠点を設置する。
- 大飯・大飯地方放射線モニタリング対策官事務所に2名を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



## 企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

## 情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

## 測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

\* 1 国から委託を受けた民間の機関含む

\* 2 原子力事業者を含む

- 大飯発電所の周辺地域では、発電所を取り囲むように半径30km圏内(福井県内:xx局、京都府内:xx局、滋賀県内:xx局)の測定局を用いて24時間監視を行っている。
- 今後測定機器を追加的に整備し、モニタリング体制の更なる充実を図る。

